

長久手市経営・生産対策推進会議規約

(目的)

第1条 この規約は、長久手市における農業経営基盤強化促進事業の円滑かつ効果的な推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、長久手市経営・生産対策推進会議（以下「推進会議」という。）という。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、次の事業の推進に関し調査及び協議する。

- (1) 利用権設定等促進事業に関すること。
- (2) 農用地利用改善事業に関すること。
- (3) 農作業受委託促進事業に関すること。
- (4) 遊休農地に関すること。
- (5) その他推進会議の目的達成に必要な事業。

(組織)

第4条 推進会議は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する20名以内の委員をもって組織する。

- (1) 農業委員会の委員又は農地利用最適化推進委員
- (2) 農業協同組合の役員及び職員
- (3) 土地改良区等農業団体の代表者又は地元の代表者
- (4) その他学識経験者、関係機関の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の同席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、議事に關係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、建設部みどりの推進課において処理する。

(報償)

第10条 委員には予算の定めるところにより報償を支給する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年12月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。